

# 国保 年金



国民健康保険加入者で高額な外来診療を受ける人

## 限度額を超える分の支払いが 不要になります

これまでの高額療養費制度では、高額な外来診療を受けたとき、一月の窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、いったん全額を支払い、その後、市から高額療養費として払い戻しを受ける必要がありました。

4月1日からは、医療機関などの窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局・指定訪問看護事業者でも同様の取り扱いを受けることができますようになります。

**対象**＝70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人で国民健康保険税を完納している人

認定証の取得には、事前の申請が必要です。申請方法についてくわしくは保険年金課(☎20-1526)、下総支所市民福



祉課(☎96-1113)または大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ問い合わせてください。

経過措置として、平成23年3月31日以前に交付された、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人は、記載されている有効期限まで外来で使用することが可能です。



## 国民健康保険

### 70～74歳の加入者は

#### 保険証更新・送付

国民健康保険に加入している70～74歳の人(現在、窓口負担が3割の人、後期高齢者医療制度で一定の障がいがあると認定された人を除く)は、4月に保険証が更新されます。新しい保険証は、3月上旬に簡易書留郵便で順次送付します。

#### 窓口負担割合の見直し

窓口負担割合は4月から2割に引き上げられる予定でしたが、この引き上げが引き続き凍結され、平成25年3月までの1年間は、これまで通り1割に据え置かれます(現在、窓口負担が3割の人は除く)。ただし、8月以降は、前年所得を基に窓口負担割合が変更される場合があります。

### 国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある人

## 追納をお勧めします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)まで連絡してください。

平成24年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成13年度	15,350円 (2,050円)	-	-	-
平成14年度	14,760円 (1,460円)	-	7,380円 (730円)	-
平成15年度	14,540円 (1,240円)	-	7,270円 (620円)	-
平成16年度	14,340円 (1,040円)	-	7,170円 (520円)	-
平成17年度	14,380円 (800円)	-	7,190円 (400円)	-
平成18年度	14,440円 (580円)	10,830円 (440円)	7,220円 (290円)	3,610円 (150円)
平成19年度	14,470円 (370円)	10,840円 (270円)	7,230円 (180円)	3,610円 (90円)
平成20年度	14,580円 (170円)	10,940円 (130円)	7,290円 (90円)	3,640円 (40円)
平成21年度	14,660円 (0円)	10,990円 (0円)	7,330円 (0円)	3,660円 (0円)
平成22年度	15,100円 (0円)	11,320円 (0円)	7,550円 (0円)	3,770円 (0円)

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。